

同時発表
環境省、長沼町

流域治水

令和7年5月20日
札幌開発建設部

長沼町舞鶴遊水地でタンチョウのヒナが誕生しました

～静かに、やさしく見守っていただくためのお願い～

長沼町、環境省 北海道地方環境事務所、および北海道開発局 札幌開発建設部では、生態系ネットワークの構築を目的として、有識者や地域の多様な主体が参画する「タンチョウと共存できる流域づくり協議会」の一員として、タンチョウとの共存に向けた活動に取り組んでいます。

本年4月2日付で、長沼町舞鶴遊水地の一部区域について立ち入り制限を発表したところですが、同遊水地内において、今年もタンチョウのヒナ2羽の誕生が確認されましたのでお知らせいたします。

空知総合振興局管内におけるタンチョウのヒナ誕生は、令和2年に100年ぶりに確認されて以来、**6年連続**となります。

現在も、協議会における検討結果を踏まえ、舞鶴遊水地内の一部区域については、立ち入りを制限しています。**タンチョウは繁殖期に非常に敏感になるため、十分な距離を保ち、静かに見守ることが重要です。**見学の際は、【別紙1】をご参照の上、「**鳥の駅マオイトー**」周辺などから、**そっと見守って**いただきますようお願い申し上げます。



R7.5.12 撮影（提供：環境省・一般社団法人タンチョウ研究所）

報道などで本写真をご使用いただく場合、下記のクレジット表記をお願いします。

「写真提供：環境省・一般社団法人タンチョウ研究所」

<タンチョウと共存できる流域づくり協議会>

札幌開発建設部 HP：https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/e1lg9o000000ncxh.html長沼町 HP：<https://www.maoi-net.jp/gyosei/machizukuri/tancho/index.html>

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 河川計画課

特定治水事業対策官 唐澤 圭 （電話番号：011-611-0329）

流域治水対策専門官 林田 寿文 （電話番号：同 上 ）

札幌開発建設部
ホームページ

＜ タンチョウを観察される皆様へ ＞

～ 舞鶴遊水地でのルールとお願い ～

舞鶴遊水地は、タンチョウをはじめとする野鳥たちの貴重な生息地です。特にタンチョウは非常に警戒心が強く、繁殖期には人の気配や接近によって大きなストレスを受ける可能性があります。適切な距離を保ち、静かに見守ることが、生きものとの共生に繋がります。

＜ 観察時の注意事項 ＞

- 舞鶴遊水地の一部では、車両や徒歩による立ち入り、およびドローン等の使用を制限しております。
- タンチョウを観察する際は、近づきすぎず、車や建物の中から短時間での観察をお願いいたします。
- エサやりは絶対におやめください。
- ゴミは必ずお持ち帰りください。（カラスなどの外敵を呼び寄せる原因となります）
- 農地を含む私有地には立ち入らないようご注意ください。

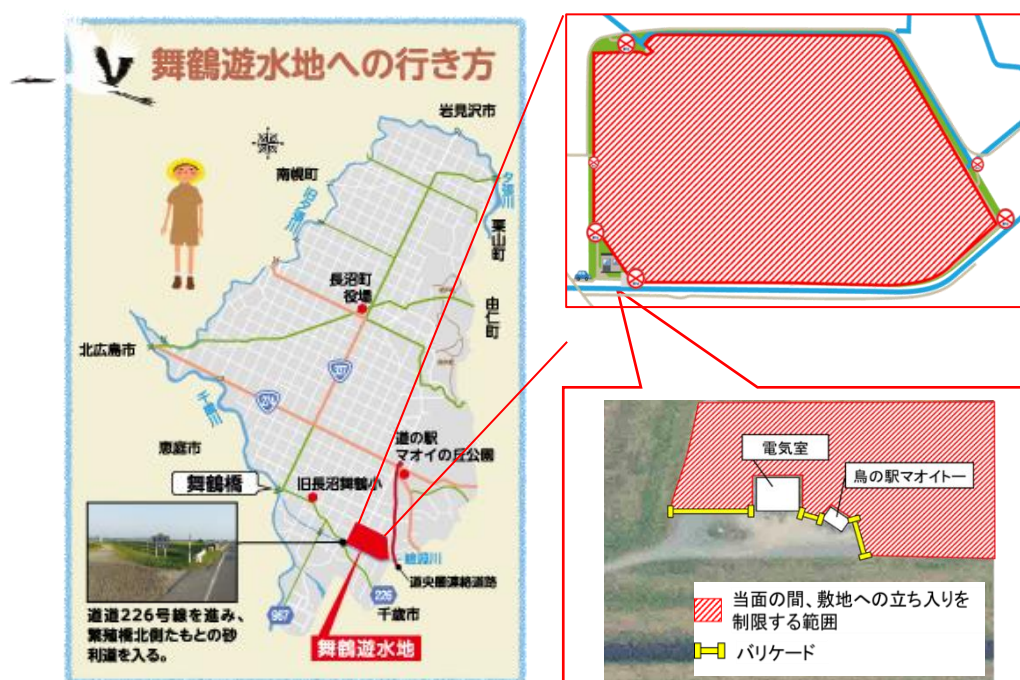
＜ 野鳥観察ガイドの活用を ＞

タンチョウやその他の野鳥を観察される際は、次の「舞鶴遊水地 野鳥観察ガイド」もぜひご確認ください。観察ルールをまとめています。

https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/kluhh40000001qwn-att/e1lg9o000000j35n.pdf

＜ 其他のご案内 ＞

- タンチョウは身の危険を感じたりすると、今後長沼町や舞鶴遊水地へ来なくなる可能性もあります。
- 専門家の指導のもと、調査や維持管理のために職員が立ち入る場合があります。
- 立ち入り制限は、繁殖の終了またはヒナが十分に飛べるようになるまで継続されます。
- 制限範囲は、タンチョウの状況に応じて見直されることがあります。
- 状況に応じて、有識者の同行等の条件下で報道目的の撮影が可能な場合があります。ご希望の方は、事前に長沼町政策推進課企画政策係（☎ 電話：0123-76-8015）にご相談ください。



取材・報道にあたってのお願い

野生のタンチョウは、人に対して強い警戒心を持っており、不用意に近づくことで驚かせてしまい、事故や生息環境への悪影響が生じるおそれがあります。

つきましては、取材・報道にあたり、下記の事項について十分なご配慮を賜りますようお願いいたします。

■ タンチョウ取材時

- ・タンチョウに近づき過ぎないでください。
- ・車両から降りないでください。
- ・私有地や農地へ立ち入らないでください。

■ タンチョウ報道時

(1) タンチョウが確認された日付や場所の詳細な記載はお控えください。

①日付の例

× : 「□月□日」

○ : 「□月」、「□月中旬」などの概括的な表現

②場所の例

× : 「□□市 国道□号沿いの農地」、「□□遊水地の北側」

○ : 「□□市」、「□□市内の農地」、「□□遊水地」など、特定されにくい表現

(2) 撮影・観察時のマナーについての周知

「タンチョウに近づき過ぎない」、「車から降りない」、「私有地・農地に立ち入らない」といったルールについて、視聴者・読者の皆様へ周知いただけますようお願いいたします。